

日本政策金融公庫
融資利率
普通貸付 2.25%~4.7%
(第三者保証人不要分)
マル経貸付 1.55%
(H25.4.1現在)

B-net April

IT情報誌

25年度税制改正関連法が成立

★主な概要

3月29日に、税制改正関連法案が成立しています。個人関連では、祖父母が孫に教育資金をまとめて贈与した場合に1500万円まで贈与税を非課税とする特例を4月に設けました。住宅ローン減税では、現行制度の期限が切れる25年末から4年延長した上で、消費税率が8%に上がる26年4月の入居分から年間の減税額を最大20万円から40万円に倍増しています。企業関連では、従業員の給与を増やした会社に対し、給与総額の増加分の10%を法人税から差し引く制度を新設。また設備投資に対する法人税の優遇措置を拡充するなどの内容となっています。

法人関連の主なもの

■交際費の限度額の拡充

中小企業の場合、交際費で損金になる金額は600万円が上限でしたが、接待需要の喚起を図るために限度額が800万円まで引上げられました。更に改正前では限度額までは10%分は損金となりませんでしたがこれら10%分についても撤廃となり、限度額まで全額が損金となります。

■給与等支給を拡大するための税制措置の創設

青色申告の法人で、給与の増加割合が前事業年度に比べ5%以上ある場合には、増加した給与額の10%分を税額控除できる制度が創設されました。
※平均給与の額が前事業年度の平均給与を下回らない事等の要件あり。

個人関連の主なもの

●相続税の基礎控除額・税率の見直し

相続税の基礎控除額が大幅に今回の改正で引き下がりました。下記参照

改正前 5,000万円+1,000万円×法定相続人

改正後 3,000万円+600万円×法定相続人

※法定相続人が3名の場合、改正前は基礎控除額が8,000万円であったのが、改正後は4,800万円になります。今まで相続税がかからなかった人でも今後においてはかかる場合がでてきます。

●住宅ローン控除の拡充

住宅ローン減税を平成26年1月1日~29年

12月末まで4年間延長。消費税率の増大に合わせ平成26年4月~29年12月までの期間は住宅ローンの減税枠が拡大されます。

所得税の控除限度額

一般住宅 20万円→40万円

認定優良住宅 30万円→50万円

●教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属が孫(30歳未満に限る)に教育資金をまとめて贈与する場合、1,500万円までは贈与税がかからない措置がなされました。

①金銭を金融機関等に信託等する必要があります

②教育資金の支払いに充当した事を証明する書類の提出が必要となります

③使いきれなかった場合には、贈与税が課税されるなどの要件があります。

雇用保険料率について

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

平成25年度の雇用保険料率は、平成24年度の料率が据え置かれています。一般事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%で、平成25年4月1日から適用されています。

	本人分	事業主分	雇用保険料率
一般	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

国民年金保険料の改正

国民年金に加入している第1号被保険者(自営業など)の保険料は、一律定額制となっています。国民年金の保険料は毎年改正され、最終的には16,900円となります。平成25年度は4月から月額15,040円となっています。

労働保険年度更新書類の発送

労働保険事務組合に委託されている皆様へ年度更新の書類は4月下旬に順次郵送にてお送りいたしますので、到着後、ご記入よろしくお願い致します。